



鳥取県公報

令和6年3月29日（金）
号外第36号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 （17）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則及び鳥取県障害者支援施設に関する 条例施行規則の一部を改正する規則（18）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 23
	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則 （19）（長寿社会課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

公布された規則のあらまし

◇鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、医療保護入院者について、新たに入院の期間を定めることとされるとともに、当該入院期間経過後入院を継続する場合において、家族等のうちいずれかの者の同意がある等一定の要件を満たした場合に本人の同意なく入院の期間の更新ができることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 医療保護入院者の入院の期間の更新をした場合における届出の様式を定める。
- (2) 医療保護入院の届出等及び応急入院の届出について定めた規定中引用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条項を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則及び鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正

ア 障害福祉サービス事業を行う者は、サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

イ サービス提供責任者又はサービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めることとする。

ウ 居宅介護等を行う事業所の管理者は、事業所の管理上支障がない場合には、当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができることとする。

エ 療養介護等を行う障害福祉サービス事業者は、個別支援計画の作成に当たっては利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画を作成したときは当該計画書を指定特定相談支援事業者等に交付することとする。

オ 生活介護及び自立訓練を行う事業所に置く言語聴覚士の人数を定める。

カ 就労定着支援に係る障害福祉サービスの事業を提供することができる者に障害者就業・生活支援センターを加える。

キ 自立生活援助を行う事業所のサービス管理責任者の人数は、サービス管理責任者が常勤である場合は利用者60人につき1人以上とする等従業者の配置及びサービスの提供の基準を改める。

ク 共同生活援助を行う障害福祉サービス事業者は、利用者及びその家族、地域住民の代表者等により構成される地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとする等、居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行うこととする。

ケ 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業を提供することができる事業者に通所リハビリテーション事業の指定を受けている者に加え、従業者及び設備の基準を定める等所要の規定の整備を行う。

コ 就労選択支援員の人数は事業所ごとに常勤換算をして利用者の数を15で除した人数以上とすること、サービスの単位ごとの利用定員は10人以上とすること、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること等、就労選択支援に係る障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める。

サ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正

ア 生活介護及び自立訓練を行う障害者支援施設に置く言語聴覚士の人数を定める。

イ サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するとともに、サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めることとする。

ウ 利用者及びその家族、地域住民の代表者等により構成される地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとする。

エ 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該施設以外における障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任することとする。

オ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の規定の施行の日とする(1)コに関する事項を除き、令和6年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院は、利用者又は入所者の病状の急変等に具えるため、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めることとする。

ア 利用者又は入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

イ 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に限る。）

(2) (1)の協力医療機関は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより各要件を満たすこととすることができるものとする。

(3) 軽費老人ホームは、(1)ア及びイを満たす協力医療機関を定めるよう努めることとする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、令和6年6月1日とする(4)に関する一部の事項を除き、令和6年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）及び<u>精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例</u>（平成18年鳥取県条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(医療保護入院の届出等)</p> <p>第10条 法第33条第9項の規定による届出は、次の各号に掲げる入院の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第33条第6項の規定による入院の期間の更新 様式第12号の2</u></p> <p>2 略</p> <p>(応急入院の届出)</p> <p>第11条 <u>法第33条の6第5項</u>の規定による届出は、次の各号に掲げる入院の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(定期の報告)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）及び<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</u>（平成18年鳥取県条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(医療保護入院の届出等)</p> <p>第10条 法第33条第7項の規定による届出は、次の各号に掲げる入院の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(応急入院の届出)</p> <p>第11条 <u>法第33条の7第5項</u>の規定による届出は、次の各号に掲げる入院の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(定期の報告)</p>

第13条 略

2 条例第2条の規定による報告は、様式第17号による報告書により行わなければならない。

様式第4号（第4条関係）

措置入院に関する診断書

略	
01～03 略	略
04 <u>不同意性交等</u>	
05 <u>不同意わいせつ</u>	
06～17 略	
略	
以上のように診断する。 年 月 日	
精神保健指定医の氏名 <u>署名</u>	

略

備考

- 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も聴取して記載すること。
- 略
- 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も聴取して記載すること。
- ～6 略
- 「診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 略

様式第4号の2（第4条関係）

措置入院のための移送に関する診察記録票

年 月 日

職 氏 名 様

略	
移送の手續における行動の制限	略
	精神保健指定医の氏名 <u>署名</u>
略	

備考 診察した精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

様式第4号の3（第4条関係）

第13条 略

2 法第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定による報告は、様式第17号による報告書により行わなければならない。

3 条例第2条の規定による報告は、様式第17号の2による報告書により行わなければならない。

様式第4号（第4条関係）

措置入院に関する診断書

略	
01～03 略	略
04 <u>強制性交等</u>	
05 <u>強制わいせつ</u>	
06～17 略	
略	
以上のように診断する。 年 月 日	
精神保健指定医の氏名 <u>㊟</u>	

略

備考

- 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 略
- 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- ～6 略
- 「診断した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 略

様式第4号の2（第4条関係）

措置入院のための移送に関する診察記録票

年 月 日

職 氏 名 様

略	
移送の手續における行動の制限	略
	精神保健指定医の氏名 <u>㊟</u>
略	

備考 診察した精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。

様式第4号の3（第4条関係）

医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票

年 月 日

職 氏 名 様

略
以上のおとり診断する。 年 月 日 精神保健指定医の氏名 <u>署名</u>

備考

1 「診断した精神保健指定医の氏名」の欄は、
精神保健指定医自身が署名すること。

2 略

様式第5号（第5条関係）

入院措置決定のお知らせ

番 号

年 月 日

様

職 氏 名 印

1 入院理由について

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼしたりするおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたとので通知します。

2 略

3 入院中の生活について

(1) 略

(2) あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員又はあなたの代理人である弁護士との電話又は面会及びあなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それ以外の人との電話又は面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

(3) 略

医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票

年 月 日

職 氏 名 様

略
以上のおとり診断する。 年 月 日 精神保健指定医の氏名 印

備考

1 「診断した精神保健指定医の氏名」の欄は、
精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。

2 略

様式第5号（第5条関係）

入院措置決定通知書

番 号

年 月 日

様

職 氏 名 印

1 入院理由について

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたとので通知します。

2 略

3 入院中の生活について

(1) 略

(2) あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員又はあなたの代理人である弁護士との電話又は面会及びあなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それ以外の者との電話又は面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

(3) 略

(4) 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。

(5) 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。

(6) 略

(7) あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合は、下記に通報してください。

鳥取県 部 課 担当 (電話)

4 略

様式第7号 (第7条関係)

措置入院者の症状消退届

年 月 日

職 氏 名 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

略	
措置症状の消退を 認めた精神保健指 定医の氏名	署名
略	

備考

1 略

2 「措置症状の消退を認めた精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

3 略

様式第11号 (第10条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

(4) 略

4 略

様式第7号 (第7条関係)

措置入院者措置症状消退届

年 月 日


職 氏 名 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

略	
措置症状の消退を 認めた精神保健指 定医の氏名	署名 
略	

備考

1 略

2 「措置症状の消退を認めた精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。

3 略

様式第11号 (第10条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

職 氏 名 様

下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第9項の規定により届け出ます。

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

略			
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日
今回の医療保護入院の入院期間	年 月 日まで	入院形態	
略			
入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名	署名		
選任された退院後生活環境相談員の氏名			
略			

略

備考

- 1 略
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も聴取して記載すること。
- 5 略
- 6 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も聴取して記載すること。
- 7 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、一般にこの書類作成までの過去数月間に認められた

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

略			
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日
		入院形態	
略			
入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名	㊟		
略			

略

備考

- 1 略
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「法第33条の7第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 4 略
- 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 6 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものと

ものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。

8 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

9 「同意をした家族等の氏名」の欄は、親権者が両親の場合は、原則として当該両親双方の氏名を記載すること。

10 「同意をした家族等の住所」の欄は、親権者が両親であって当該両親の住所が異なる場合はそれぞれの住所を記載すること。

11 略

様式第12号（第10条関係）

特定医師による医療保護入院者（法第33条第3項）の入院届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

下記の者が、特定医師の診察の結果、医療保護入院をしましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第9項の規定により、届け出ます。

略			
入院を必要と認めた特定医師の氏名	署名		
確認した精神保健指定医の氏名	署名	診 察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)
精神保健指定医が入院を妥当でないと判断した場合は、その理由			
略			

略

し、主として最近のそれに重点を置くこと。

7 「入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。

8 「同意をした家族等の氏名」の欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

9 「同意をした家族等の住所」の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。

11 略

様式第12号（第10条関係）

特定医師による医療保護入院者（法第33条第3項）の入院届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院をしましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定により、届け出ます。

略			
入院を必要と認めた特定医師の氏名	㊟		
確認した精神保健指定医の氏名	㊟	診 察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)
精神保健指定医が入院を妥当でないと判断した場合は、その理由			
略			

略

備考

- 1 略
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条の6第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も聴取して記載すること。
- 4 略
- 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も聴取して記載すること。
- 6 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、一般にこの書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 「入院を必要と認めた特定医師の氏名」の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 「確認した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 「同意をした家族等の氏名」の欄は、親権者が両親の場合は、原則として当該両親双方の氏名を記載すること。
- 10 「同意をした家族等の住所」の欄は、親権者が両親であって当該両親の住所が異なる場合はそれぞれの住所を記載すること。
- 11 「事後審査委員会意見」の欄は、届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 12 略

様式第13号（第10条関係）

医療保護入院者の退院届

年 月 日

職 氏 名 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

備考

- 1 略
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条の7第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。
- 4 略
- 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。
- 6 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 「入院を必要と認めた特定医師の氏名」の欄は、特定医師が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 8 「確認した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。
- 9 「同意をした家族等の氏名」の欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 「同意をした家族等の住所」の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目も記載すること。
- 11 「事後審査委員会意見」の欄は、法第33条第3項後段の規定による措置を採った場合の記録とする場合に記載すること。
- 12 略

様式第13号（第10条関係）

医療保護入院者退院届出書

年 月 日

職 氏 名 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の2の規定により届け出ます。

略	
訪問支援等に関する意見	
略	

備考 略

様式第14号（第11条関係）

応急入院届

年 月 日

職 氏 名 様

下記の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の6第5項の規定により届け出ます。

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

略	
入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名	署名

備考

- 1 略
- 2 「入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

様式第15号（第11条関係）

特定医師による応急入院（法第33条の7第2項）届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

下記の者が、特定医師の診察の結果、応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

略			
入院を必要と認めた特定医師の氏名	署名		
確認した精神保健指定医の氏名	署名	診 察 日時	年 月 日 (午前・午

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の2の規定により届け出ます。

略	
訪問指導等に関する意見	
略	

備考 略

様式第14号（第11条関係）

応急入院届

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の7第5項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

略	
入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名	㊟

備考

- 1 略
- 2 「入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。

様式第15号（第11条関係）

特定医師による応急入院（法第33条の7第2項）届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の7第5項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

略			
入院を必要と認めた特定医師の氏名			㊟
確認した精神保健指定医の氏名	㊟	診 察 日時	年 月 日 (午前・午

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">後 時)</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;"> 精神保健指定医 が入院を妥当で ないと判断した 場合は、その理 由 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も<u>聴取して記載</u>すること。 3 略 4 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も<u>聴取して記載</u>すること。 5 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、<u>一般に</u>この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。 6 「入院を必要と認めた特定医師の氏名」の欄は、特定医師<u>自身が署名</u>すること。 7 「確認した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医<u>自身が署名</u>すること。 8 「事後審査委員会意見」の欄は、<u>県への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。</u> 9 略 <p>様式第24号（第18条、第20条関係） 障害者手帳申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>私は、次の事項（○印）について申請します。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の〔新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請者</td> <td>略</td> </tr> </table>			後 時)	精神保健指定医 が入院を妥当で ないと判断した 場合は、その理 由			略	略	申請者	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">後 時)</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;"> 精神保健指定医 が入院を妥当で ないと判断した 場合の理由 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も記載すること。 3 略 4 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院期間及び入院形態も記載すること。 5 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、この書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。 6 「入院を必要と認めた特定医師の氏名」の欄は、特定医師が<u>自署する場合には、押印を省略</u>することができること。 7 「確認した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医が<u>自署する場合には、押印を省略</u>することができること。 8 「事後審査委員会意見」の欄は、<u>記録の場合について記載</u>すること。 9 略 <p>様式第24号（第18条、第20条関係） 障害者手帳申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>私は、次の事項（○印）について申請します。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の〔新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請者</td> <td>略</td> </tr> </table>			後 時)	精神保健指定医 が入院を妥当で ないと判断した 場合の理由			略	略	申請者	略
		後 時)																			
精神保健指定医 が入院を妥当で ないと判断した 場合は、その理 由																					
略																					
略																					
申請者	略																				
		後 時)																			
精神保健指定医 が入院を妥当で ないと判断した 場合の理由																					
略																					
略																					
申請者	略																				

(精神障害者本人)	住所	〒	電話	()
	略			
略				
<p><u>注1</u> 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、次の書類等を添付してください。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p>				
<p>(市町村確認欄) 個人番号は以下の方法により確認しました。</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は通知カード</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>				
様式第27号 (第22条関係)				
略				
障害者手帳記載事項変更・再発行申請書				
職 氏 名 様				
年 月 日				
私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項 (○印) の届出・申請をします。				
1 略				
(変更内容)				
略				
2 略				
申請者 氏名				
住所				
現行の手帳番号				
備考 <u>鳥取市又は岩美郡岩美町若しくは八頭郡若桜町、智頭町若しくは八頭町のいずれかの市町からこれらを除く鳥取県内の市町村に住所変更をしたとき又は都道府県の区域を超える住所変更をしたときは、本届出書のほかに、障害者手帳申請書を提出してください。</u>				

(精神障害者本人)	住所	〒	電話	()
	略			
略				
<p><u>注1</u> <u>氏名を自書する場合には、押印を省略することができます。</u></p> <p><u>2</u> 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、次の書類等を添付してください。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>				
様式第27号 (第22条関係)				
略				
障害者手帳記載事項変更・再発行申請書				
職 氏 名 様				
年 月 日				
私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項 (○印) の届出・申請をします。				
1 略				
(変更内容)				
略				
2 略				
申請者 氏名				
住所				
現行の手帳番号				
備考 都道府県の区域を超える住所変更をしたときは、本届出書のほかに、障害者手帳申請書を提出してください。				

第2条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2（第10条関係）

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

職 氏 名 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			年 月 日生
	氏 名	(男・女)	生年月日	(満 歳)
	住 所			
医療保護入院年月日 (法第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日	
		入 院 形 態		
入院届又は前回の入院 期間更新届での入院期 間	~ 年 月 日 年 月 日	本更新後 の入院期 間	年 月 日 まで	
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()		
入院又は前回更新日か らの治療の内容と、そ の結果 (更新前の入院期間に 係る病状または状態像 の経過の概要)				
症 状 の 経 過	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変	4 改善傾向
<現在の精神症状>	I 意識			
	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()			
	II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)			
	III 記憶			
	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()			
	IV 知覚			
1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()				
V 思考				
1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考 奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()				
VI 感情・情動				
1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()				

<p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p>	<p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p>			
<p><現在の状態像></p>	<p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>			
<p>医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)</p>				
<p>今後の治療方針（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。）</p>				
<p>本更新に係る診察の年月日</p>	<p>年 月 日</p>			
<p>更新が必要と診断した精神保健指定医の氏名</p>	<p>署名</p>			
<p>退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)</p>	<p>医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (年 月 日)</p>			
<p>今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等</p>	<p>氏名</p>	<p>(男・女)</p>	<p>続柄</p>	<p>生年 年 月 日 生</p>
	<p>氏名</p>	<p>(男・女)</p>	<p>続柄</p>	<p>月日 年 月 日 生</p>
	<p>住所</p>			
	<p>1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・</p>			

	孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長			
今回の更新に同意をした家族等 （上記の家族等と同じ場合は記載不要）	氏名	(男・女)	続柄	生年 年 月 日 生
		(男・女)	続柄	月日 年 月 日 生
	住所			
	1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長			
法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした			
	家族等へ通知を發した日		年 月 日	
	家族等に示した回答期限		年 月 日	
(回答期限は、通知を發した日から2週間を經過した日であることに留意)				
通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）				
年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ））				
年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ））				
審査会意見				
県の措置				

備考

- 1 内は、今回の更新に当たって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「法第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を經過している場合には、順に記載すること。
- 3 「本更新後の入院期間」の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を經過するまでの間は3月、入院から6月を經過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 「更新が必要と診断した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 「退院に向けた取組の状況」の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、医療保護入院者退院支援委員会の審議記録の写しを添付すること。その上で、
 - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
 について記載すること。
- 7 「家族等の氏名」の欄は、親権者が両親の場合は、原則として当該両親双方の氏名を記載すること。
- 8 「家族等の住所」の欄は、親権者が両親であって住所が異なる場合はそれぞれの住所を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であるこ

と。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、

- ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
- ② 死亡したとき
- ③ 意思を表示できないとき

のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）

- 10 「今回の更新に同意をした家族等」の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
様式第16号を次のように改める。

様式第16号（第13条関係）

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第1項の規定により報告します。

措 置 入 院 者	フリガナ			生年	年 月 日
	氏 名	(男・女)		月 日	(満 歳)
	住 所				
措 置 年 月 日	年 月 日			今回の入 院年月日	年 月 日
				入院形態	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	I CDカテゴリー ()	I CDカテゴリー ()			
過去6月間（措置入院後3月の場合は3月間）の仮退院の実績	計	回	延日数	日	
過去6月間（措置入院後3月の場合は過去3月間）の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として〕 〔記載すること。〕					
今後の治療方針（再発防止への対応含む。）					
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要			
	注 意 必 要 度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要			
	日常生活の介 助指導必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ()			
退院に向けた取組の状況 （選任された退院後生活 環境相談員との相談状 況、地域援助事業者の紹 介状況等について）	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()				
重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後起こるおそれのある問題行動）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）				
1 殺人	A	B	<現在の精神症状>		

2 放火	A	B	I 意識
3 強盗	A	B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他
4 不同意性交等	A	B	()
5 不同意わいせつ	A	B	II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)
6 傷害	A	B	III 記憶
7 暴行	A	B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他
8 恐喝	A	B	()
9 脅迫	A	B	IV 知覚
10 窃盗	A	B	1 幻聴 2 幻視 3 その他()
11 器物損壊	A	B	V 思考
12 弄火又は失火	A	B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5
13 家宅侵入	A	B	思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()
14 詐欺等の経済的な 問題行動	A	B	VI 感情・情動
15 自殺企図	A	B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
16 自傷	A	B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他
17 その他()	A	B	()
			VII 意欲
			1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神 運動制止 6 無為・無関心 7 その他()
			VIII 自我意識
			1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()
			IX 食行動
			1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()
			<その他の重要な症状>
			1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()
			<問題行動等>
			1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()
			<現在の状態像>
			1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄 状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
診 察 時 の 特 記 事 項			
本報告に係る診察年 月日	年 月 日		
診察した精神保健指 定医の氏名	署名		
審 査 会 意 見			
県 の 措 置			

備考

1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。

- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「法第33条の6第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
 - 3 「重大な問題行動」の欄には、該当する全ての算用数字並びにA及びBを○で囲むこと（Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指す。）。
 - 4 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、一般にこの書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
 - 5 「診察時の特記事項」の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
 - 6 「診察した精神保健指定医の氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
 - 7 「退院に向けた取組の状況」の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
 - 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
- 様式第17号を削り、様式第17号の2を次のように改める。

様式第17号（第13条関係）

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例第2条の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第2項に規定する任意入院患者の症状等について、下記のとおり報告します。

任 意 入 院 者	フリガナ 氏 名	生 年 月 日		年 月 日 生 (満 歳)
	住 所	(男・女)		
任 意 入 院 年 月 日 (法第20条による入院)	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日	
前 回 の 定 期 報 告 年 月	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()		
過去12月間の治療の内容 とその結果（過去12月間 の病状又は状態像の経過 の概要及び過去12月間に 行動制限が行われた場合 はその必要性について）				
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向			
任意入院継続の必要性 （通院へ変更ができない 理由について具体的に説 明すること。）				
今 後 の 治 療 方 針				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害） III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動			

<その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()
	VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()
	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()
	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診察した主治医氏名	署名

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

備考

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「法第33条の6第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 4 入院時より6月の間に、開放処遇が制限された者の6月経過時の報告においては、「過去12月間」とあるのは「過去6月間」と読み替えること。
- 5 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、一般にこの書類作成までの過去数月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 「診断した主治医氏名」の欄は、主治医自身が署名すること。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則及び鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則及び鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自立訓練の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 介護保険法第41条第1項本文の指定(通所リハビリテーションに係るものに限る。)を受けている者(以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。)により提供される事業所(以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。)にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p><u>ア サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</u></p> <p><u>イ サービスの提供を受ける者1人につき3平方メートルを乗じた面積以上の専用の部屋を有すること。ただし、介護老人保健施設又は介護医療院である指定通所リハビリテーション事業所にあつては、利用者のリハビリテーションの用に利用される食堂の面積を、当該専用の部屋の面積に算入することができる。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>4 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次に掲げる自立訓練の区分に応じ、それぞれ次に定める者が地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けるこ</u></p>	<p>(自立訓練の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>4 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等(介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。)</u>が地域において</p>

とが困難な障がい者にサービスを提供するものであること。

ア 自立訓練（機能訓練） 指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。）、指定通所リハビリテーション事業者又は病院若しくは診療所

イ 自立訓練（生活訓練） 指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。）

(3) 第5条第4項第3号及び第4号並びに前項第3号に掲げる基準を満たすこと。

(4) 病院又は診療所にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 事業所ごとに管理者及び専らサービスの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を、利用者の数を10で除した数（当該数が1を下回るときは、1）以上置くこと。

イ サービスの提供を受ける者1人につき3平方メートルを乗じた面積以上の専用の部屋を有すること。

(5) 前項第4号に掲げる基準を満たすこと。

(就労継続支援の基準)

第10条 略

2 略

3 就労継続支援に係る該当基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 略

イ 別表第8サービスの開始及び終了の項の右欄並びにサービスの提供の項の右欄第2号から第4号まで及び第7号から第13号までに掲げる基準

(2)～(6) 略

(多機能型事業所の基準)

第14条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的

自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障がい者にサービスを提供するものであること。

(3) 第5条第4項第3号及び第4号に掲げる基準を満たすこと。

(4) 前項第3号に掲げる基準を満たすこと。

(就労継続支援の基準)

第10条 略

2 略

3 就労継続支援に係る該当基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 略

イ 別表第8サービスの開始及び終了の項の右欄並びにサービスの提供の項の右欄第2号から第4号まで及び第7号から第12号までに掲げる基準

(2)～(6) 略

(多機能型事業所の基準)

第14条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種

に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る最低基準は、別表第12の中欄のとおりとする。

2 略

附 則

(施行期日)

第1条 略

(経過措置)

第2条 令和9年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であって次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第11サービスの提供の項第36号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第3条 略

別表第1（第3条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。
略	
サービスの提供	1～13 略 13の2 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u> 14～18 略 19 サービス提供責任者に、個別支援計画の作成又は変更及びその実施状況の把握のほか、サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の業務を行わせること。 <u>この場合において、サービス提供責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思</u>

類以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る最低基準は、別表第12の中欄のとおりとする。

2 略

附 則

(施行期日)

第1条 略

(経過措置)

第2条 令和3年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であって次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第11サービスの提供の項第34号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第3条 略

別表第1（第3条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1・2 略 3 <u>管理者及びサービス提供責任者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</u>
略	
サービスの提供	1～13 略 14～18 略 19 サービス提供責任者に、個別支援計画の作成又は変更及びその実施状況の把握のほか、サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の業務を行わせること。

	<u>を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</u>
	20～34 略
略	

	20～34 略
略	

別表第2（第4条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個別 支援 計画	1 略	
	2 計画の作成に当たっては、 <u>利用者及びサービスの提供に当たる従業者等による会議を開催し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、計画の原案の内容について意見を求めること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u>	
	3 計画を作成したときは、当該計画を利用者等 <u>及び指定特定相談支援事業者等に交付すること。</u>	
	4～6 略	
サー ビス の 提 供	1～5 略 <u>5の2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の</u>	略

別表第2（第4条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個別 支援 計画	1 略	
	2 計画の作成に当たっては、サービスの提供に当たる従業者等による会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求めること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。	
	3 計画を作成したときは、当該計画を利用者等に交付すること。	
	4～6 略	
サー ビス の 提 供	1～5 略	略

	<p><u>支援に配慮すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。<u>この場合において、サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8～27 略</p>	
略		

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u> 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合</p>	

	<p>6 略</p> <p>7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8～27 略</p>	
略		

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>理学療法士又は作業療法士</u> 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、サービス</p>	

	<p>は、サービスの単位ごとに、当該訓練を行うために必要な人数 (4)・(5) 略 2 略 3 第1号(3)の規定にかかわらず、理学療法士、<u>作業療法士</u>又は<u>言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を理学療法士、<u>作業療法士</u>又は<u>言語聴覚士</u>に代えることができること。 4～8 略</p>			<p>の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な人数 (4)・(5) 略 2 略 3 第1号(3)の規定にかかわらず、理学療法士又は<u>作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を理学療法士又は<u>作業療法士</u>に代えることができること。 4～8 略</p>	
略			略		
サービスの提供	<p>1～5 略 5の2 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u> 6 略 7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。<u>この場合において、</u></p>	略	サービスの提供	<p>1～5 略 6 略 7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。</p>	略

	<p>サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8～37 略</p>	
略		

備考 略

別表第4（第6条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1 略
	2 併設事業所及び空床利用型事業所以外の事業所（以下「単独型事業所」という。）にあっては、利用者の数を6で除した人数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を置くこと。ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型若しくは共同生活援助又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスのサービスを提供する時間帯については、短期入所の利用者がこれらのサービスの利用者であるとした場合に法第29条第1項又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けるために必要とされる人数としなければならない。
	3 略
略	

	<p>(1)～(3) 略</p> <p>8～37 略</p>	
略		

備考 略

別表第4（第6条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1 略
	2 併設事業所及び空床利用型事業所以外の事業所（以下「単独型事業所」という。）にあっては、利用者の数を6で除した人数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を置くこと。ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型若しくは共同生活援助又は児童発達支援、 <u>医療型児童発達支援</u> 若しくは放課後等デイサービスのサービスを提供する時間帯については、短期入所の利用者がこれらのサービスの利用者であるとした場合に法29条第1項又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けるために必要とされる人数としなければならない。
	3 略
略	

サ ー ビ ス の 提 供	1～12 略 <u>12の2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u> 13～37 略
略	

サ ー ビ ス の 提 供	1～12 略 13～37 略
略	

別表第5（第7条関係）

区分	指定基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～25 略 <u>25の2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u> 26～29 略 <u>29の2 サービス提供責任者に、個別支援計画の作成又は変更及びその実施状況の把握のほか、サービスの利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等の業務を行わせること。この場合において、サービス提供責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</u> 30・31 略
略	

別表第5（第7条関係）

区分	指定基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～25 略 26～29 略 30・31 略
略	

別表第6（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
従 業 者 の 配 置	1 自立訓練（機能訓練）を行う事業所にあつては、事業所ごとに次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。 (1) 略 (2) 理学療法士、作業療法	略

別表第6（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
従 業 者 の 配 置	1 自立訓練（機能訓練）を行う事業所にあつては、事業所ごとに次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。 (1) 略 (2) 理学療法士又は作業療	略

	<p><u>士又は言語聴覚士</u> 1人以上 (3)・(4) 略 2 略 3 第1号(2)の規定にかかわらず、<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>に代えることができること。 4～10 略</p>			<p><u>法士</u> 1人以上 (3)・(4) 略 2 略 3 第1号(2)の規定にかかわらず、<u>理学療法士又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を<u>理学療法士又は作業療法士</u>に代えることができること。 4～10 略</p>	
略		略			
個別支援計画	<p>1 略 2 <u>個別支援計画の作成に当たっては、利用者及びサービスの提供に当たる従業者等による会議を開催し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。</u> なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することがで</p>		<p>個別支援計画</p> <p>1 略 2 <u>個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。</u> なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p>		

	<p>きる。</p> <p>3 個別支援計画を作成した際には、当該計画を利用者等及び<u>指定特定相談支援事業者等</u>に交付すること。</p> <p>4～6 略</p>	
サービス の提供	<p>1～5 略</p> <p>5の2 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。<u>この場合において、サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8～33 略</p>	略
略		

備考 略

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		

	<p>3 個別支援計画を作成した際には、当該計画を利用者等に交付すること。</p> <p>4～6 略</p>	
サービス の提供	<p>1～5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8～33 略</p>	略
略		

備考 略

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		

サ ー ビ ス の 提 供	1～5 略 5の2 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u> 6 略 7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。 <u>この場合において、サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</u> (1)～(3) 略 8～39 略	略
略		

備考 略

別表第8 (第10条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～5 略 5の2 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u>	1～12 略 13 利用者への賃金及び工賃の支払いに、原則として、自立支援給付を充てないこと。ただし、災害その他やむを得ない理由が

サ ー ビ ス の 提 供	1～5 略 6 略 7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。 (1)～(3) 略 8～39 略	略
略		

備考 略

別表第8 (第10条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～5 略	1～12 略 13 <u>就労継続支援A型を行う事業者は、利用者への賃金及び工賃の支払いに、原則として、自立支援給付を充てないこと。ただ</u>

<p>6 略</p> <p>7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。<u>この場合において、サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8～45 略</p>	<p>ある場合は、この限りでない。</p>
略	

備考 略

別表第9（第11条関係）

区分	指定基準
略	
サービス提供	<p>1 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービスを提供し、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている指定障害福祉サービス事業者又は障害者就業・生活支援センターであること。</p> <p>2～14 略</p> <p><u>14の2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p> <p>15～17 略</p> <p>18 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。<u>この場合において、サービス管理責任者は、利</u></p>

<p>6 略</p> <p>7 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8～45 略</p>	<p>し、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p>
略	

備考 略

別表第9（第11条関係）

区分	指定基準
略	
サービス提供	<p>1 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービスを提供し、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている指定障害福祉サービス事業者であること。</p> <p>2～14 略</p> <p>15～17 略</p> <p>18 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。</p>

	<p><u>利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>19～32 略</p>
略	

備考 略

別表第10 (第12条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サービス管理責任者 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</u></p> <p>ア サービス管理責任者が常勤である場合 <u>利用者の数が60人以下の場合にあつては1人以上、60人を超える場合にあつては利用者の数から60を控除した数を60で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)</u>に1を加えた人数以上</p> <p>イ ア以外の場合 <u>利用者の数が30人以下の場合にあつては1人以上、30人を超える場合にあつては利用者の数から30を控除した数を30で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)</u>に1を加えた人数以上</p> <p>2 略</p> <p>3 サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。<u>ただし、指定地域相談支援の事業を同</u></p>

	<p>(1)～(3) 略</p> <p>19～32 略</p>
略	

備考 略

別表第10 (第12条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サービス管理責任者 <u>利用者の数が30人以下の場合にあつては1人以上、30人を超える場合にあつては利用者の数から30を控除した数を30で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)</u>に1を加えた人数以上</p> <p>2 略</p> <p>3 サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。</p>

	<p><u>一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、法第51条の23第1項又は第2項の主務省令で定める基準に従い当該事業所に配置された相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p>		<p>4 略</p>
略		略	
<p>サービスの提供</p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p> <p>15～17 略</p> <p>18 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。<u>この場合において、サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>19～29 略</p> <p>30 <u>定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、利用者の心身の状況、</u></p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1 <u>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であること。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15～17 略</p> <p>18 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>19～29 略</p> <p>30 <u>おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環</u></p>

	その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うこと。 31・32 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1) 略 (2) サービスの提供の項第12号の規定による市町村への通知に係る記録 2～4 略
略	

備考 略

別表第11（第13条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの開始及び終了	1～3 略 4 利用者が退居するときは、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行うこと。 5～10 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 前2号に規定するもののほか、次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。この場合において、(1)に掲げる費用については、法第34条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が支払われた場合は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者へ支給があったものとみなされる特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とすること。

	境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うこと。 31・32 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1) 略 (2) サービスの提供の項第13号の規定による市町村への通知に係る記録 2～4 略
略	

備考 略

別表第11（第13条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの開始及び終了	1～3 略 4 利用者が退居するときは、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うこと。 5～10 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 前2号に規定するもののほか、次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。この場合において、(1)に掲げる費用については、法第34条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が支払われた場合は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者へ支給があったものとみなされる特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とすること。

	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>食材料費</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>7～11 略</p> <p>11の2 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p> <p>12・13 略</p> <p>14 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。<u>この場合において、サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>15～22 略</p> <p>22の2 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めること。</u></p> <p>22の3 <u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p> <p>23～26 略</p> <p>27 事業の運営に当たっては、地域住民による自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること。</p> <p>27の2 <u>利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下</u></p>		<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>7～11 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>15～22 略</p> <p>23～26 略</p> <p>27 事業の運営に当たっては、地域住民による自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p>
--	--	--	---

	<p>「<u>地域連携推進会議</u>」という。)を 開催し、おおむね1年に1回以上、 <u>地域連携推進会議</u>において、事業の 運営に係る状況を報告するととも に、必要な要望、助言等を聴く機会 を設けること。また、当該報告、要 望、助言等についての記録を作成 し、公表すること。なお、会議は、 テレビ電話装置等を活用して行うこ とができる。</p> <p>27の3 <u>地域連携推進会議の開催のほ か、おおむね1年に1回以上、当該 地域連携推進会議の構成員が指定共 同生活援助事業所を見学する機会を 設けること。</u></p> <p>27の4 <u>前2号の規定は、提供するサ ービスの質に係る外部の者による評 価及び当該評価の実施状況の公表又 はこれに準ずる措置として知事が定 めるものを講じている場合には、適 用しない。</u></p> <p>28～44 略</p> <p>45 日中サービス支援型事業所におい ては、法第89条の3第1項に規定す る協議会その他これに準ずる機関に 定期的に事業の実施状況及び第27号 の2の報告、要望、助言等の内容又 は第27号の4の評価の結果を報告 し、評価を受けるとともに、助言等 を求め、それらを記録すること。</p> <p>46～49 略</p>
記 録 の 作 成 及 び 保 存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>サービスの提供の項第27号の 2の規定による報告、要望、助言 等の内容に係る記録</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2～4 略</p>
略	

備考 略

別表第12 (第14条関係)

区分	最低基準	指定基準
----	------	------

	<p>28～44 略</p> <p>45 日中サービス支援型事業所におい ては、法第89条の3第1項に規定す る協議会その他これに準ずる機関に 定期的に事業の実施状況を報告し、 評価を受けるとともに、助言等を求 め、それらを記録すること。</p> <p>46～49 略</p>
記 録 の 作 成 及 び 保 存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p>
略	

備考 略

別表第12 (第14条関係)

区分	最低基準	指定基準
----	------	------

略			略		
設備	1・2 略 3 第1号の規定にかかわらず、次に掲げる事業を一体的に行う事業所の利用定員は、これらの事業の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りること。 (1) 略 (2) 主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある者に対する児童発達支援又は放課後等デイサービス	略	設備	1・2 略 3 第1号の規定にかかわらず、次に掲げる事業を一体的に行う事業所の利用定員は、これらの事業の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りること。 (1) 略 (2) 主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある者に対する児童発達支援、 <u>医療型児童発達支援</u> 又は放課後等デイサービス	略
4 略			4 略		
略			略		

第2条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第6条第3項、第8条第3項、第10条第4項、第12条第3項、第14条第2項、第16条第4項、<u>第16条の3第3項</u>、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、第24条第2項、第26条第2項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第6条第3項、第8条第3項、第10条第4項、第12条第3項、第14条第2項、第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、第24条第2項、第26条第2項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>

(自立訓練の基準)

第8条 略

(就労選択支援の基準)

第8条の2 条例に定めるもののほか、就労選択支援に係る最低基準は、別表第6の2の中欄のとおりとする。

2 条例に定めるもののほか、就労選択支援に係る指定基準は、別表第6の2の右欄のとおりとする。

別表第6 (第8条関係) 略

別表第6の2 (第8条の2関係)

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 就労選択支援員の人数は、事業所ごとに、常勤換算をして利用者の数を15で除した人数以上とすること。 2 就労選択支援員は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。 4 管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のい	

(自立訓練の基準)

第8条 略

別表第6 (第8条関係) 略

	<p>ずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。</p>	
<p>設備</p>	<p>1 サービスの単位ごとの利用定員は、10人以上とすること。</p> <p>2 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該事業所の効果的な運営をすることができる場合は、条例別表第6の2設備の項の中欄第2号に規定する設備の一部を設けないことができること。</p> <p>3 訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>4 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>5 洗面所及び便所は、利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>6 相談室及び多目的室は、利用</p>	

	者の支援に支障がない場合は、兼用することができること。	
サービスの開始及び終了		別表第1サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。
就労選択支援アセスメントの実施	就労選択支援アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。	
サービスの提供	1 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスを提供し、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させているものその他のこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有す	1 訓練等給付費が支払われるサービスに対する対価については、基準額とすること。 2 訓練等給付費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生

<p>る事業者であること。</p>	<p>じないようにすること。</p>
<p>2 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p>	<p>3 前2号に規定するもののほか、次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。この場合において、(1)に掲げる費用については、知事が別に定めるところによること。</p>
<p>3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p>	<p>(1) 食事の提供に要する費用 (2) 日用品費 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者等に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>4 利用者等から徴収できる費用は、サービスの提供に要する費用のほか、その用途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者等から徴収することが適当であるものに限ること。</p>	<p>4 前3号の費用を徴収した場合は、これらの費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交</p>
<p>5 利用者等から費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対し、その用途及び額並びに費用を徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者</p>	<p>4 前3号の費用を徴収した場合は、これらの費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交</p>

等の同意を得ること。

6 利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。

7 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

8 懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。

9 利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

10 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、当該事業所の従業者に法令、条例及びこ

付すること。

5 2以上の指定障害福祉サービスの事業者のサービスを利用する利用者等からそれぞれの事業者の支払う額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村に報告するとともに、当該利用者等及び他の事業者に通知すること。

6 法第29条第4項の規定により利用者によって訓練等給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該訓練等給付費の額を通知すること。

7 訓練等給付費が支払われないサービスを提供した場合は、その提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。

<p>の規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせること。</p>	<p>8 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示させること。</p>
<p>11 事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。</p>	<p>9 サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。また、広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとし</p>
<p>12 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>10 他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。</p>
<p>13 従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p>	<p>11 事業所ごと</p>
<p>14 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</p>	<p>15 利用定員を超えてサービスの提供を行わない</p>

<p>こと。ただし、災害の発生、虐待を受けた者の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>に経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p>
<p>16 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p>	<p>12 サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p>
<p>17 生産活動の機会を提供する場合は、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮すること。</p>	<p>(1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。</p>
<p>18 生産活動の機会を提供する場合は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮し、生産活動の機会を提供するよう努めること。</p>	<p>(2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>
<p>19 生産活動の機会を提供する場合は、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行うこと。</p>	<p>13 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の</p>
<p>20 生産活動の機</p>	<p>関その他の</p>

会を提供する場合は、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずること。

21 生産活動に従事している者に、生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。

22 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

23 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。な

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。

お、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

24 利用者に対しあらかじめ、食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ること。

25 食事は、あらかじめ作成された献立に従って、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事を提供するよう、必要な栄養管理を行うこと。また、その材料に

は、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。

26 食事の提供を行う場合であつて、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めること。

27 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずること。

28 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。

29 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。

30 利用者の使用

する設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。

31 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染

	<p>症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>32 法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めること。</p>	
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 条例別表第2事故等への対応の項の中欄第3号及び第5号の記録を整備すること。</p> <p>2 条例別表第6の2記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿</p>	<p>1 条例別表第6の2サービスの提供の項の右欄第1号の記録は、5年間保存すること。</p> <p>2 サービスの提供の項の右欄第12号の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、5年間保存すること。</p>

及び証ひょう
書類 10年間
(3) (1)及び
(2)に掲げる
書類以外の記
録 5年間

3 作成、保存
その他これら
に類する行為
のうち、条例
及びこの規則
の規定において書面等（書
面、書類、文
書、謄本、抄
本、正本、副
本、複本その
他文字、図形
等人の知覚に
よって認識す
ることができる
情報が記載
された紙その
他の有体物を
いう。以下こ
の号及び次号
において同
じ。）で行うこ
とが規定され、又は想定
されるもの
（別表第1サ
ービスの開始
及び終了の項
第2号及び第
5号並びに次
号に規定する
ものを除く。）
については、
書面等に代え
て、当該書面
等に係る電磁
的記録により
行うことができ
る。

	4 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。	
事故等への対応	別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。	別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。

備考 この表において「利用者の数」とは、前年度においてサービスを利用した者の1日平均の人数（新規に事業を開始する場合は、その推定数）をいう。

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	1～39 略 40 <u>利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うこと。</u>	略
略		

備考 略

別表第8（第10条関係）

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	1～39 略	略
略		

備考 略

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準
略			略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～45 略 <u>46</u> <u>利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うこと。</u>	略	サ ー ビ ス の 提 供	1～45 略	略
略			略		
備考 略			備考 略		

(鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	最低基準	区分	最低基準
従 業 者 の 配 置	1 従業者の人数は、次のとおりとすること。 (1) 生活介護を行う場合は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 ア 略 イ <u>看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるような障がいの程度に応じて利用者を1人又は複数に区分したものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算をして、次に掲げる数を合計した人数以上で、そのうち看護職員及び生活支援員をそれぞれ1人以上。ただし、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、サービスの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言</u>	従 業 者 の 配 置	1 従業者の人数は、次のとおりとすること。 (1) 生活介護を行う場合は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 ア 略 イ <u>看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるような障がいの程度に応じて利用者を1人又は複数に区分したものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算をして、次に掲げる数を合計した人数以上で、そのうち看護職員及び生活支援員をそれぞれ1人以上。ただし、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、サービスの単位ごとに理学療法士又</u> は作業療法士を必要な人数含ま

	<p>語聴覚士を必要な人数含まなければならぬ。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員 利用者6人につき常勤換算をして1人以上で、それぞれ1人以上。ただし、訪問による自立訓練(機能訓練)を行う場合は、生活支援員を更に1人以上加えなければならない。</p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～11 略</p>		<p>なければならない。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員 利用者6人につき常勤換算をして1人以上で、それぞれ1人以上。ただし、訪問による自立訓練(機能訓練)を行う場合は、生活支援員を更に1人以上加えなければならない。</p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～11 略</p>
略		略	
個別支援計画	<p>1 略</p> <p>2 <u>個別支援計画の作成に当たっては、利用者及びサービスの提供に当たる従業者等(サービスの提供の項第9号の6の規定により選任される地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)を含む。)による会議を開催し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</u></p> <p>3 個別支援計画を作成したときは、<u>個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業を行う者に交付すること。</u></p> <p>4～6 略</p>	個別支援計画	<p>1 略</p> <p>2 <u>個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</u></p> <p>3 個別支援計画を作成したときは、<u>個別支援計画を利用者に交付すること。</u></p> <p>4～6 略</p>
サービスの提供	<p>1～8 略</p> <p><u>8の2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p>	サービスの提供	<p>1～8 略</p>

9 サービス管理責任者に、次の業務を行わせること。この場合において、サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。

(1)～(3) 略

9の2 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること。

9の3 利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。また、当該報告、要望及び助言等についての記録を作成し、公表すること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

9の4 地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けること。

9の5 前2号の規定は、提供するサービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

9の6 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該施設以外における障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、

9 サービス管理責任者に、次の業務を行わせること。

(1)～(3) 略

	<p><u>地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任すること。</u></p> <p><u>9の7 地域移行等意向確認担当者に、前号の指針に基づき地域移行等意向確認等を実施させること。この場合において、地域移行等意向確認担当者は、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めること。</u></p> <p><u>9の8 地域移行等意向確認担当者に、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告させるとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告させること。</u></p> <p>10～50 略</p> <p><u>51 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めること。</u></p> <p><u>52 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p>		<p>10～50 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p><u>1 サービスの提供の項第9号の3の規定による報告、要望、助言等に係る記録を整備すること。</u></p> <p><u>2 条例別表記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p><u>1 条例別表記録の作成及び保存の項に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存</u></p>

定める期間保存すること。 (1)～(3) 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 略	すること。 (1)～(3) 略 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 略
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則別表第11サービスの提供の項第27号の2及び第27号の3の規定の適用については、これらの規定中「設けること」とあるのは「設けるよう努めること」とし、第27号の2中「公表すること」とあるのは「公表するよう努めること」とする。

(鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）別表第1サービスの提供の項第9号の3及び第9号の4の規定の適用については、これらの規定中「設けること」とあるのは「設けるよう努めること」とし、第9号の3中「公表すること」とあるのは「公表するよう努めること」とする。

4 施行日から令和8年3月31日までの間、新規則別表第1サービスの提供の項第9号の6の規定の適用については、同号中「選任すること」とあるのは「選任するよう努めること」とし、同項第9号の8の規定の適用については、同号中「報告させること」とあるのは「報告させるよう努めること」とする。

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、附則第2項関係）		別表（第2条、附則第2項関係）	
区分	基準		
職員の配置	1～4 略	職員の配置	1～4 略
	5 施設長は、当該施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができること。		5 施設長は、当該施設の管理上支障がない場合は、 <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</u>
	6～12 略		6～12 略
略		略	
サービスの提供	1～24 略	サービスの提供	1～24 略
	25 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。 <u>なお、協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めること。</u> また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。 <u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u>		25 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。 また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。
	26 <u>1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確</u>		

	<p><u>認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出ること。</u></p> <p><u>27 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次号において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めること。</u></p> <p><u>28 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p> <p><u>29 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めること。</u></p> <p><u>30 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。また、原則として、これらの事項はウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p><u>31 略</u></p> <p><u>32 略</u></p>		<p><u>26 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p><u>27 略</u></p> <p><u>28 略</u></p>
--	--	--	---

<p>記録の作成及び保存</p> <p>1・2 略</p> <p>3 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>4 略</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p>記録の作成及び保存</p> <p>1・2 略</p> <p>3 作成、<u>交付</u>、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>4 略</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>
---	---

（鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正）

第2条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別養護老人ホームの基準）</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第24号）別表第1従業員の配置の項（第1号（6）及び第9号の規定を除く。）、設備の項、サービスの提供の項（第7号、第8号、第22号、<u>第32号から第36号まで</u>、<u>第43号から第46号まで</u>及び<u>第49号</u>の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事</p>	<p>（特別養護老人ホームの基準）</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第24号）別表第1従業員の配置の項（第1号（6）及び第9号の規定を除く。）、設備の項、サービスの提供の項（第7号、第8号、第22号、<u>第31号から第35号まで</u>、<u>第38号から第41号まで</u>及び<u>第43号</u>の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事</p>

故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準を満たすこと。

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人である施設（以下この号及び次号において「施設」という。）に、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この号及び次号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合は、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。

(6) 施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業員については、当該施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。

2 条例に定めるもののほか、入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム（以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）の設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則別表第1設備の項（第14号の規定を除く。）、サービスの提供の項（第7号、第8号、第22号、第32号から第36号まで、第43号から第46号まで及び第49号の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準を満たすこと。

別表第1（第3条関係）

区分	基準
----	----

故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準を満たすこと。

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人である施設（以下この号及び次号において「施設」という。）に、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この号及び次号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合は、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。

(6) 施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業員については、当該施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。

2 条例に定めるもののほか、入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム（以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）の設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則別表第1設備の項（第14号の規定を除く。）、サービスの提供の項（第7号、第8号、第22号、第31号から第35号まで、第38号から第41号まで及び第43号の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準を満たすこと。

別表第1（第3条関係）

区分	基準
----	----

職員の配置	<p>1～11 略</p> <p>12 施設長は、当該施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>13～15 略</p>	職員の配置	<p>1～11 略</p> <p>12 施設長は、当該施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>13～15 略</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1～24 略</p> <p>25 <u>入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（（3）の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておくこと。なお、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより各要件を満たすこととすることができる。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</u></p> <p><u>（1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>（2）施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>（3）入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>26 <u>1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出ること。</u></p> <p>27 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6</u></p>	サービスの提供	<p>1～24 略</p> <p>25 <u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくこと。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</u></p>

<p>条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次号において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</p> <p>28 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</p> <p>29 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めること。</p>	
略	略

（鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>1 訪問介護</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>1～5 略 6 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1～25 略 26 事業所の見やすい場所に、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1～5 略 6 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。	略		サービスの提供	1～25 略 26 事業所の見やすい場所に、	<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>1 訪問介護</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>1～5 略 6 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内に</u>ある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1～25 略 26 事業所の見やすい場所に、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1～5 略 6 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内に</u> ある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。	略		サービスの提供	1～25 略 26 事業所の見やすい場所に、
区分	基準																
従業者の配置	1～5 略 6 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。																
略																	
サービスの提供	1～25 略 26 事業所の見やすい場所に、																
区分	基準																
従業者の配置	1～5 略 6 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内に</u> ある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。																
略																	
サービスの提供	1～25 略 26 事業所の見やすい場所に、																

	<p>条例別表の1の表サービスの提供の項第4号の規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示し、又は揭示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。<u>また、原則として、これらの事項はウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p>27～32 略</p>
略	

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
従業員の配置	<p>1 略</p> <p>2 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p>

略	
サービスの提供	<p>1～24 略</p> <p>25 事業所の見やすい場所に、条例別表の2の表サービスの提供の項第4号の規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示し、又は揭示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。<u>また、原則として、これらの事項はウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p>26～32 略</p>
略	

3～5 略

6 通所介護

区分	基準
従業員の配置	<p>1～6 略</p> <p>7 管理者は、事業所の管理上</p>

	<p>条例別表の1の表サービスの提供の項第4号の規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示し、又は揭示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</p> <p>27～32 略</p>
略	

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
従業員の配置	<p>1 略</p> <p>2 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</u></p>

略	
サービスの提供	<p>1～24 略</p> <p>25 事業所の見やすい場所に、条例別表の2の表サービスの提供の項第4号の規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示し、又は揭示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</p> <p>26～32 略</p>
略	

3～5 略

6 通所介護

区分	基準
従業員の配置	<p>1～6 略</p> <p>7 管理者は、事業所の管理上</p>

	支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	
7 略	
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	
区分	基準
従業員の配置	1～8 略 9 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	
サービスの提供	1・2 略 <u>3 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略

	支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内に <u>ある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	
7 略	
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	
区分	基準
従業員の配置	1～8 略 9 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内に <u>ある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	
サービスの提供	1・2 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略

11	略
12	略
13	略
14	略
15	略
16	<u>業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u>
17	略
18	略
19	略
20	略
21	略
22	略
23	略
24	<u>ユニット型事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。</u>
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業者の配置	1・2 略 3 病院又は診療所（療養病床を有するものに限る。）である事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の人数は、それぞれ利用者を入院患者とみなした場合に病院又は診療所として必要とされる人数とすること。 4 診療所（療養病床を有するものを除く。）である事業所の従業者の人数は、次に掲げ

10	略
11	略
12	略
13	略
14	略
15	略
16	略
17	略
18	略
19	略
20	略
21	略
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業者の配置	1・2 略 3 病院又は診療所（療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有するものに限る。）である事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の人数は、それぞれ利用者を入院患者とみなした場合に病院又は診療所として必要とされる人数とすること。 4 診療所（療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有するものを除く。）である事業

	<p>る従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 診療所（療養病床を有するものを除く。）においては、夜間における緊急連絡体制のために、看護職員又は介護職員を1人以上、宿直又は夜間の業務に従事させること。</p>		<p>所の従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 診療所（療養病床又は老人性認知性疾患療養病棟を有するものを除く。）においては、夜間における緊急連絡体制のために、看護職員又は介護職員を1人以上、宿直又は夜間の業務に従事させること。</p>
<p>設備</p>	<p>1 介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の病室を利用すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所又はユニット型介護予防短期入所療養介護事業所（以下この項において「療養病床設置ユニット型事業所」という。）にあつては、ユニット、浴室、廊下、機能訓練室を有すること。</u></p> <p>4 <u>療養病床設置ユニット型事業所のユニットにおける病室は次のとおりとすること。</u></p> <p>(1) <u>一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。</u></p> <p>(2) <u>病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下と</u></p>	<p>設備</p>	<p>1 介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床若しくは老人性認知性疾患療養病棟に係る病室又は診療所の病室を利用すること。</p> <p>2 略</p>

し、15人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は10.65平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

5 療養病床設置ユニット型事業所のユニットにおける共同生活室は、次のとおりとすること。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

6 療養病床設置ユニット型事業所のユニットにおける洗面設備は、次のとおりとすること。

(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

7 療養病床設置ユニット型事業所のユニットにおける便所は、次のとおりとすること。

(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わ

	<p><u>る設備を設けるとともに、 身体の不自由な者が使用する のに適したものとすること。</u></p> <p><u>8 療養病床設置ユニット型事業所の廊下幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。</u></p> <p><u>9 療養病床設置ユニット型事業所の機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積（療養病床設置ユニット型事業所が療養病床を有する診療所の場合にあつては、機能訓練を行うために十分な広さ）を有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p><u>10 療養病床設置ユニット型事業所の浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>11 第8号から前号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>12 第5号の共同生活室は、医療法施行規則（昭和21年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u></p>		
略		略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレ</u></p>	サービスの提供	1・2 略

	<p><u>ビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p> <p><u>12 略</u></p> <p><u>13 略</u></p> <p><u>14 略</u></p> <p><u>15 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>16 略</u></p> <p><u>17 略</u></p> <p><u>18 略</u></p> <p><u>19 略</u></p> <p><u>20 略</u></p> <p><u>21 略</u></p> <p><u>22 略</u></p> <p><u>23 ユニット型事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。</u></p>		<p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p> <p><u>12 略</u></p> <p><u>13 略</u></p> <p><u>14 略</u></p> <p><u>15 略</u></p> <p><u>16 略</u></p> <p><u>17 略</u></p> <p><u>18 略</u></p> <p><u>19 略</u></p> <p><u>20 略</u></p>
略		略	
10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護		10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護	

区分	基準	区分	基準
従業者の配置	<p>1～8 略</p> <p><u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合にあっては、第1号(2)の規定中「常勤換算をして次に掲げる数を合計した数を3で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上」とあるのは、「常勤換算をして次に掲げる数を合計した数を3で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)に10分の9を乗じて得た数以上」とする。</u></p> <p><u>(1) サービスの提供の項第21号に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器((2)において「介護機器」という。)の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全並びに介</u></p>	従業者の配置	1～8 略

	<p><u>護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>10 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p>		<p>9 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</u></p>
略		略	
サービスの提供	<p>1～8 略</p> <p>9 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておくこと。なお、<u>複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより各要件を満たすことができる。</u>また、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>指定特定施設入居者生活介護事業者から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>10 <u>1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出ること。</u></p> <p>11 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次号にお</u></p>	サービスの提供	<p>1～8 略</p> <p>9 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるとともに、<u>あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</u></p>

いて「第二種協定指定医療機関という。)との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めること。

12 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

13 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めること。

14 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

	<p><u>置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p>
略	
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) サービスの提供の項第<u>29号</u>に規定する受託事業者の業務の実施状況の記録</p> <p>2～4 略</p>
略	

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
従業員の配置	<p>1 略</p> <p>2 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p>
略	
福祉用具貸与計画	<p>1 略</p> <p>2 <u>福祉用具専門相談員は、計画の作成後モニタリングを行うこと。ただし、法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）又は法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「介護予防対象福祉用具」）の貸与に当たって</u></p>

	<p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p>
略	
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) サービスの提供の項第<u>23号</u>に規定する受託事業者の業務の実施状況の記録</p> <p>2～4 略</p>
略	

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
従業員の配置	<p>1 略</p> <p>2 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内に<u>ある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</u></p>
略	
福祉用具貸与計画	<p>1 略</p> <p>2 <u>計画の作成後モニタリングを行い、モニタリングの結果を居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告すること。また、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</u></p>

	<p>は、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うこと。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者又は介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>5 略</p>		<p>3 略</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 対象福祉用具の貸与に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。12の表において同じ。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</p> <p>7 介護予防対象福祉用具の貸与に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に</p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1～5 略</p>

	<p>当たって必要な情報を提供するとともに、<u>医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。12の表において同じ。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p><u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 <u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略 <u>16</u> 略 <u>17</u> 略 <u>18</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。 (1) 略 (2) <u>サービスの提供の項第13号の規定により確認した業務の実施状況の記録</u> 2～4 略</p>
略	

	<p><u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 <u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略 <u>16</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。 (1) 略 (2) <u>サービスの提供の項第11号の規定により確認した業務の実施状況の記録</u> 2～4 略</p>
略	

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基準
従業者の配置	<p>1 略 2 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p>
略	
福祉用具販売計画	<p><u>1</u> 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与と併せて行うときは、福祉用具貸与計画と一</p>

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基準
従業者の配置	<p>1 略 2 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</u></p>
略	
福祉用具販売計画	<p>福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与と併せて行うときは、福祉用具貸与計画と一</p>

	<p>体のものとして作成すること。</p> <p><u>2 福祉用具専門相談員は、福祉用具販売計画の作成後、当該福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと。</u></p>		<p>体のものとして作成すること。</p>
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p><u>6 対象福祉用具の販売に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p><u>7 介護予防対象福祉用具の販売に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 対象福祉用具及び介護予防対象福祉用具の販売に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具</u></p>	サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p>

	<p><u>の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。</u></p>
	<p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p>
略	

	<p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p>
略	

別表第2（第3条、第4条関係）

- 1・2 略
- 3 短期入所生活介護
 - (1) 別表第1の8の表（従業者の配置の項第1号から第7号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第19号から第22号まで及び第23号後段の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (2)～(4) 略
- 4 略

別表第3（第3条、第4条関係）

- 1 訪問介護
 - (1)～(4) 略
 - (5) 管理者は、専らその職務に従事する者とする。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
 - (6)・(7) 略
- 2・3 略
- 4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の8の表（従業者の配置の項、設備の項、サービスの開始及び終了の項第1号（別表第1の2の表サービスの開始及び終了の項第3号に係る部分に限る。）並びにサービスの提供の項第1号（別表第1の2の表サービスの提供の項第20号に係る部分に限る。）、第4号、第5号、第8号及び第17号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (3) 略
 - (4) 管理者は、専らその職務に従事する者とする。

別表第2（第3条、第4条関係）

- 1・2 略
- 3 短期入所生活介護
 - (1) 別表第1の8の表（従業者の配置の項第1号から第7号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第17号から第20号まで及び第21号後段の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (2)～(4) 略
- 4 略

別表第3（第3条、第4条関係）

- 1 訪問介護
 - (1)～(4) 略
 - (5) 管理者は、専らその職務に従事する者とする。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
 - (6)・(7) 略
- 2・3 略
- 4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護
 - (1) 略
 - (2) 別表第1の8の表（従業者の配置の項、設備の項、サービスの開始及び終了の項第1号（別表第1の2の表サービスの開始及び終了の項第3号に係る部分に限る。）並びにサービスの提供の項第1号（別表第1の2の表サービスの提供の項第20号に係る部分に限る。）、第3号、第4号、第7号及び第15号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
 - (3) 略
 - (4) 管理者は、専らその職務に従事する者とする。

<p>ること。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>5 略</p>	<p>ること。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>5 略</p>
---	--

第4条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 訪問看護又は介護予防訪問看護</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">従業者の配置</td> <td> <p>1～3 略</p> <p>4 訪問看護ステーションの管理者は、訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>5 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">従業者の配置</td> <td> <p><u>1</u> 事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> <u>事業所が法第72条第1項の規定による法第41条第1項本文の指定又は法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定による法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号。以下「介護保険施設条例」とい</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 訪問看護ステーションの管理者は、訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>5 略</p>	略		区分	基準	従業者の配置	<p><u>1</u> 事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> <u>事業所が法第72条第1項の規定による法第41条第1項本文の指定又は法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定による法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号。以下「介護保険施設条例」とい</u></p>	<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 訪問看護又は介護予防訪問看護</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">従業者の配置</td> <td> <p>1～3 略</p> <p>4 訪問看護ステーションの管理者は、訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>5 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">従業者の配置</td> <td> <p>事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 訪問看護ステーションの管理者は、訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>5 略</p>	略		区分	基準	従業者の配置	<p>事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
区分	基準																				
従業者の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 訪問看護ステーションの管理者は、訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>5 略</p>																				
略																					
区分	基準																				
従業者の配置	<p><u>1</u> 事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> <u>事業所が法第72条第1項の規定による法第41条第1項本文の指定又は法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定による法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号。以下「介護保険施設条例」とい</u></p>																				
区分	基準																				
従業者の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 訪問看護ステーションの管理者は、訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>5 略</p>																				
略																					
区分	基準																				
従業者の配置	<p>事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p>																				

う。)別表第2従業者の配置の項及び鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第24号。以下「介護保険施設条例施行規則」という。)別表第2従業者の配置の項又は介護保険施設条例別表第3従業者の配置の項及び介護保険施設条例施行規則別表第3従業者の配置の項に規定する基準を満たすことをもって、条例別表の4の表従業者の配置の項第3号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

略	
訪問リハビリテーション計画	1～3 略 4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。 5 略 6 略
略	

5・6 略

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4 事業所が法第72条第1項の規定による法第41条第1項本文の指定又は法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定による法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院であ

(空欄)

略	
訪問リハビリテーション計画	1～3 略 4 略 5 略
略	

5・6 略

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	1～3 略

	<p>る場合については、<u>介護保険施設条例別表第2従業者の配置の項及び介護保険施設条例施行規則別表第2従業者の配置の項又は介護保険施設条例別表第3従業者の配置の項及び介護保険施設条例施行規則別表第3従業者の配置の項に規定する基準を満たすことをもって、条例別表の7の表従業者の配置の項第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>		
略		略	
通所リハビリテーション計画	<p><u>1 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	通所リハビリテーション計画	<p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>
略		略	
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>通所リハビリテーション計画の項第3号の規定による報告に係る記録</u></p> <p>2～4 略</p>	記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>通所リハビリテーション計画の項第2号の規定による報告に係る記録</u></p> <p>2～4 略</p>
略		略	
8～12 略		8～12 略	

(鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）

区分	基準	区分	基準
従業者の配置	<p>1～6 略</p> <p>7 従業者（管理者、施設長及び介護職員を除く。）は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の施設の職務に従事することができること。また、管理者及び施設長は、施設の管理上支障がない場合は、当該施設との密接な連携を確保しつつ、当該施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「サテライト型居住施設」という。）又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>8・9 略</p> <p>10 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人である施設（以下この項において「施設」という。）に、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この号及び次号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合は、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</u></p> <p>11 <u>施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行</u></p>	従業者の配置	<p>1～6 略</p> <p>7 従業者（管理者、施設長及び介護職員を除く。）は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の施設の職務に従事することができること。また、管理者及び施設長は、施設の管理上支障がない場合は、当該施設との密接な連携を確保しつつ、当該施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「サテライト型居住施設」という。）又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>8・9 略</p>

	<p><u>う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</u></p> <p>12 <u>施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合は、当該施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</u></p>		
略		略	
サービスの提供	<p>1～22 略</p> <p>23 サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、<u>医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法をあらかじめ定めておくこと。また、当該医師及び当該協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこと。</u></p> <p>24～26 略</p> <p>27 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を</u></p>	サービスの提供	<p>1～22 略</p> <p>23 サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、<u>医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法をあらかじめ定めておくこと。</u></p> <p>24～26 略</p>

	<p><u>受講するよう努めること。</u></p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> <u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（(3)の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておくこと。なお、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより各要件を満たすこととすることができる。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>38</u> <u>1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出</u></p>		<p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> <u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくこと。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</u></p>
--	---	--	---

	<p><u>ること。</u></p> <p><u>39 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p> <p><u>40 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p> <p><u>41 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるよう努めること。</u></p> <p><u>42 略</u></p> <p><u>43 略</u></p> <p><u>44 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示し、又は提示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。また、原則として、これらの事項はウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p><u>45 略</u></p> <p><u>46 略</u></p> <p><u>47 略</u></p>		<p><u>37 略</u></p> <p><u>38 略</u></p> <p><u>39 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示し、又は提示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p><u>40 略</u></p> <p><u>41 略</u></p> <p><u>42 略</u></p>
--	--	--	--

	<p><u>48 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>49 略</p>
--	--

備考 略

--	--

備考 略

別表第2（第4条関係）

区分	基準
従業員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 従業者（管理者及び介護職員を除く。）は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の施設の職務に従事することができること。また、管理者は、施設の管理上支障がない場合は、当該施設との密接な連携を確保しつつ、当該施設とは別の場所で運営される定員29人以下の介護老人保健施設、地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>4 第1号(1)及び(4)から(7)までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする</p>

別表第2（第4条関係）

区分	基準
従業員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 従業者（管理者及び介護職員を除く。）は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の施設の職務に従事することができること。また、管理者は、施設の管理上支障がない場合は、当該施設との密接な連携を確保しつつ、当該施設とは別の場所で運営される定員29人以下の介護老人保健施設、地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>4 第1号(1)及び(4)から(7)までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする</p>

入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。) にあつては、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める従業者を置かないことができること。

略		
病院	略	
	栄養士 又は管 理栄養 士(病 床数が 100以 上の病 院に限 る。)	栄養士 又は管 理栄養 士
略		

5 略

略

サービスの提
供

1～7 略
 8 入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。
 9～24 略
 25 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施

入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。) にあつては、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める従業者を置かないことができること。

略		
病院	略	
	栄養士 又は管 理栄養 士(病 床数が 100以 上の病 院に限 る。)	栄養士 又は管 理栄養 士
	介護支 援専門 員(指 定介護 療養型 医療施 設に限 る。)	介護支 援専門 員
略		

5 略

略

サービスの提
供

1～7 略
 8 入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。
 9～24 略

	<p><u>設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。</u></p> <p><u>26</u> 略</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（(3)の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておくこと。なお、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより各要件を満たすこととすることができる。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>36</u> 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機</p>		<p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p> <p><u>27</u> 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくこと。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p>
--	---	--	---

関の名称等を、知事に届け出ること。

37 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めること。

38 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

39 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めること。

40 略

41 略

42 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示し、又は提示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。また、原則として、これらの事項はウェブサイトに掲載すること。

43 略

44 略

45 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に関催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用

35 略

36 略

37 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示し、又は提示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。

38 略

39 略

	して開催することができる。
	<u>46</u> 略
略	

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	基準
従業員の配置	1 略
	2 従業者（管理者及び介護職員を除く。）は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の施設の職務に従事することができること。また、管理者は、施設の管理上支障がない場合は、サテライト型特定施設（当該施設との密接な連携を確保しつつ、当該施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設又は他の事業所若しくは施設等の職務に従事することができること。
	<u>3</u> ～ <u>5</u> 略

略

サービスの提供	1～7 略
	8 入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、 <u>協力医療機関</u> その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。
	9～24 略
	<u>25</u> <u>ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。</u>
	<u>26</u> 略
	<u>27</u> 略
	<u>28</u> 略
<u>29</u> 略	

	<u>40</u> 略
略	

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	基準
従業員の配置	1 略
	2 従業者（管理者及び介護職員を除く。）は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の施設の職務に従事することができること。また、管理者は、施設の管理上支障がない場合は、サテライト型特定施設（当該施設との密接な連携を確保しつつ、当該施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設又は <u>同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等の職務に従事することができること。</u>
	<u>3</u> ～ <u>5</u> 略

略

サービスの提供	1～7 略
	8 入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、 <u>協力病院</u> その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。
	9～24 略
	<u>25</u> 略
	<u>26</u> 略
	<u>27</u> 略
	<u>28</u> 略

	<p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>次に掲げる要件を満たす協力医療機関（（3）の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）</u>を定めておくこと。<u>なお、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより各要件を満たすこととすることができる。</u>また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p> <p><u>（1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>（2）施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>（3）入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>36</u> <u>1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出ること。</u></p> <p><u>37</u> <u>第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めること。</u></p>		<p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておくこと。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p>
--	---	--	--

	<p><u>38 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p> <p><u>39 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めること。</u></p> <p><u>40 略</u></p> <p><u>41 略</u></p> <p><u>42 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示し、又は提示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。また、原則として、これらの事項はウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p><u>43 略</u></p> <p><u>44 略</u></p> <p><u>45 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>46 略</u></p>	<p><u>35 略</u></p> <p><u>36 略</u></p> <p><u>37 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示し、又は提示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p><u>38 略</u></p> <p><u>39 略</u></p> <p><u>40 略</u></p>
略		略
備考 略		備考 略

(鳥取県老人福祉法施行細則の一部改正)

第6条 鳥取県老人福祉法施行細則（平成5年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>様式第7号（第8条関係）</p> <p>養護老人ホーム等設置届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を設置したので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者 職 氏名</p> <p>電話番号</p>		<p>様式第7号（第8条関係）</p> <p>養護老人ホーム等設置届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を設置したので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者 職 氏名 <small>印</small></p> <p>電話番号</p>	
略		略	
<p>協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該<u>協力医療機関</u>との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）（特別養護老人ホームの場合に限る。）</p>		<p>協力病院の名称及び診療科名並びに当該<u>協力病院</u>との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）（特別養護老人ホームの場合に限る。）</p>	
略		略	
添付書類 略		添付書類 略	
<p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>養護老人ホーム等設置認可申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）の設置の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>フリガナ</p> <p>申請者 名 称</p> <p>代表者職氏名</p> <p>電話番号</p>		<p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>養護老人ホーム等設置認可申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）の設置の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>フリガナ</p> <p>申請者 名 称</p> <p>代表者職氏名 <small>印</small></p> <p>電話番号</p>	
略		略	
<p>協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該<u>協力医療機関</u>との契約の内容（協力歯科医療</p>		<p>協力病院の名称及び診療科名並びに当該<u>協力病院</u>との契約の内容（協力歯科医療機関が</p>	

機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)(特別養護老人ホームの場合に限る。)		あるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)(特別養護老人ホームの場合に限る。)	
略		略	
添付書類 略		添付書類 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年6月1日から施行する。
(鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則別表のサービスの提供の項第30号の規定の適用については、同項中「ウェブサイトに掲載すること」とあるのは「ウェブサイトに掲載するよう努めること」とする。
(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則別表第1サービスの提供の項第25号の規定の適用については、同号中「定めておくこと」とあるのは「定めておくよう努めること」とする。
(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則(以下「新居宅サービス事業等規則」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第26号及び2の表サービスの提供の項第25号の規定の適用については、これらの規定中「ウェブサイトに掲載すること」とあるのは、「ウェブサイトに掲載するよう努めること」とする。
- 5 施行日から令和7年3月31日までの間、新居宅サービス事業等規則別表第1の8の表サービスの提供の項第3号及び9の表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは、「講ずるよう努めること」とする。
- 6 施行日から令和7年3月31日までの間、新居宅サービス事業等規則別表第1の8の表サービスの提供の項第16号、9の表サービスの提供の項第15号及び10の表サービスの提供の項第21号の規定の適用については、これらの規定中「定期的を開催すること」とあるのは、「定期的に開催するよう努めること」とする。
- 7 施行日から令和9年3月31日までの間、新居宅サービス事業等規則別表第1の10の表サービスの提供の項第14号の規定については、同項中「行うこと」とあるのは、「行うよう努めること」とする。
(鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 施行日から令和9年3月31日までの間、第5条の規定による改正後の鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則(以下「新介護保険施設規則」という。)別表第1サービスの提供の項第37号、別表第2サービスの提供の項第35号及び別表第3サービスの提供の項第35号の規定の適用については、これらの規定中「定めておくこと」とあるのは、「定めておくよう努めること」とする。
- 9 施行日から令和7年3月31日までの間、新介護保険施設規則別表第1サービスの提供の項第44号、別表第2サービスの提供の項第42号及び別表第3サービスの提供の項第42号の規定の適用については、これらの規定中「ウェブサイトに掲載すること」とあるのは、「ウェブサイトに掲載するよう努めること」とする。
- 10 施行日から令和9年3月31日までの間、新介護保険施設規則別表第1サービスの提供の項第48号、別表第2サービスの提供の項第45号及び別表第3サービスの提供の項第45号の規定の適用については、これらの規定中「定期的に開催すること」とあるのは、「定期的に開催するよう努めること」とする。